

八尾市立コミュニティセンターにおける 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

本ガイドラインは、八尾市立コミュニティセンターをご使用いただくにあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、公益社団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び大阪府の「感染拡大予防にかかる標準的対策」等に基づき、来館者、使用者及び施設管理者が実施すべき感染拡大予防対策の基本的事項を示すものです。なお、本ガイドラインは、今後、国や府の方針をはじめ、全国的な感染者の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、段階的に改訂を行います。

1 感染拡大防止のための基本的な考え方

施設管理者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来館者及び使用者等に対し、手指の消毒やマスク着用等の基本的な感染予防対策の徹底を要請するとともに、当面の間、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる「3つの密（密閉、密集、密接）」の発生を回避し、来館者、使用者、地域住民及び職員等の安全を確保することに努めます。

2 リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、使用者や職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。また、貸館業務を行うにあたって、③集客施設のリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も行います。

(1) 接触感染のリスク評価

複数の使用者と共用する備品等やドアノブ等の手が触れる場所と頻度を特定します。特に公益社団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や大阪府の「感染拡大予防にかかる標準的対策」に示された、手すりや蛇口等の高頻度接触部位について評価します。

(2) 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離がどの程度維持できるかや施設内で大声等を出す場がどこにあるか等を評価します。特に換気は空気の滞留等により、換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認します。

(3) 集客施設のリスク評価

大規模な来館等が見込まれるかどうか、人と人の距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、評価します。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価します。

3 リスク評価に基づく使用の制限

(1) 換気が十分にできない部屋は使用できません。

(2) 密集を避けるため、使用人数は、各部屋の定員数の半分以上を上限とします。上限内における使用人数の設定は、部屋の形状等を考慮して、施設管理者が行います。

(3) 人との接触を避け、対人距離を2m（最低1m）以上確保できない場合は使用できません。

- (4) 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声、多くの方が集まり、大きな声を出すことや歌うこと、呼吸が激しくなるような運動を伴う使用はできません。ただし、使用者が「3つの密（密閉、密集、密接）」を避け、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染や飛沫感染のリスクに対して十分な予防対策を講じることができる場合は、使用できます。
- (5) 来館者及び使用者で次に該当する方は、使用できません。
 - ① 平熱+1度以上の発熱がある場合。
 - ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや、軽度であっても咳や喉の痛み等の症状がある場合。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合や過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

4 来館者が講じるべき具体的な対策

- (1) 咳エチケットを心掛け、マスク等を必ず着用してください。
- (2) 入館時には、手指の消毒を行ってください。
- (3) 対人距離をできる限り2m（最低1m）以上確保してください。
- (4) 必要に応じて、接触確認アプリ「COCOA」や大阪府が運用する「大阪コロナ追跡システム」を活用してください。

5 使用者が講じるべき具体的な対策

- (1) 施設使用前の感染予防対策等
 - ① 使用者は、検温を行い、健康状態に問題がないことを確認してください。
 - ② 使用団体の代表者は、使用者全員の検温を実施する等の確認を行い、前述「3 リスク評価に基づく使用の制限」（5）の①～③に該当する方がいないことを確認してください。
 - ③ 消毒液を持参してください。
 - ④ 使用団体の代表者は、使用者全員の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成し、貸室使用後1か月間は代表者において適正に管理してください。また、名簿は必要に応じて、保健所等へ提供される場合があることを事前に使用者全員に周知してください。
- (2) 施設使用時の感染予防対策
 - (消毒作業の実施)
 - ① 手洗い・手指の消毒を徹底してください。
 - ② 使用前・使用後において、部屋のドアノブや窓の開閉部、電気のスイッチ等、複数の使用者の手が触れる箇所の消毒を行ってください。
 - ③ 使用前・使用後において、会議机や椅子の背もたれ、備品等の消毒を行ってください。
 - ④ 通常のごみのほか、消毒に使用したごみも必ず使用者が持ち帰ってください。
 - (使用中の注意事項)
 - ① 30分に1回程度を目安として、開窓・開扉等による換気を徹底してください。特に換気は空気の滞留等により、換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認してください。機械換気がある部屋を使用する場合は、職員等の指示に従い、機械換気を使用してください。
 - ② 咳エチケットを心掛け、マスク等を必ず着用してください。
 - ③ 直接手で触れることができる展示物等は展示しないでください。
 - ④ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しないでください。
 - ⑤ 人との接触を避け、対人距離をできる限り2m（最低1m）以上確保してください。
 - ⑥ 着席時は真向かいに座らず、互い違いとなるよう間隔を空けて座ってください。
 - ⑦ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声、多くの方が集まり、大きな声を出すことや歌うこと、呼吸が激しくなるような運動は避けてください。
 - ⑧ 感染が疑われる方が発生した場合は、速やかに職員等に報告を行い、指示に従ってください。

また、使用団体の代表者は、保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示に従い、症状が重篤な場合は、保健所と相談の上、適切な対応を講じてください。

(3) その他留意事項

- ① 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を行ってください。
- ② 使用団体の代表者は、感染拡大防止のために遵守すべき事項が定められた「八尾市立コミュニティセンターのご使用にあたっての確認書」に署名の上、提出してください。また、その内容について使用者全員に周知してください。
- ③ 部屋の使用時、職員等による巡回を実施する場合があるため、巡回の職員を受け入れるとともに巡回職員による指示がある場合は、これに従ってください。
- ④ 職員等の指示に従っていただけない場合や施設の運営上支障があると判断された場合は、職員等が使用の中止を要請することがあるため、これに応じてください。
- ⑤ 八尾市が貸館を中止する期間における使用許可については、取り消しとなる場合があります。また、施設管理者の判断により、施設の使用制限を実施する場合についても、使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取り消しにより発生した使用者の損失について、市が負担することはできません。

6 施設管理者が講じるべき具体的な対策

(1) 来館者及び使用者に対する注意喚起等

- ① 事前に施設使用の注意点をホームページ及び施設の入り口等に明示します。
- ② 咳エチケット、マスク等の着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促します。
- ③ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声、多くの方が集まり、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を避けるよう強く促します。
- ④ 前述「5 使用者が講じるべき具体的な対策」について周知し、使用者に対して感染予防対策の徹底を促します。
- ⑤ 使用団体の代表者に対し、使用の都度、使用者名簿を作成すること及び貸室使用后、1か月間は代表者において適正に管理するよう求めます。また、使用者で感染者が発生した場合、施設管理者が名簿の提出を要請する場合があることや、必要に応じて、施設管理者から保健所等公的機関へ提出することがあることを事前に周知し、個人情報を適切に取り扱います。
- ⑥ 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応が求められることを周知し、対応を促します。
- ⑦ 大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー」を取得し、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）を遵守している施設であることを示します。
- ⑧ 大阪府が運用する「大阪コロナ追跡システム」のQRコードを施設出入口付近の分かりやすい箇所に掲示するとともに、接触確認アプリ「COCOA」のチラシ等を配架し、使用者等に活用を呼びかけます。
- ⑨ 感染者が発生した場合は、感染者が発生した事実を市ホームページにて周知します。

(2) 施設における消毒等

- ① 施設出入口付近にアルコール消毒液等の手指消毒剤を設置します。
- ② 1日2回（午前と午後）以上を目安に貸室の使用頻度に応じて、アルコール消毒液等で館内の消毒を行います。不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコール消毒液等で清拭消毒を行います。
- ③ 感染リスクが比較的高いと考えられるトイレ内の不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブ、水栓レバー等）については、定期的に清拭消毒を行います。
- ④ 他者と共用する備品等やドアノブ等の手が触れる場所を最低限にする工夫を行い、高頻度接触部位については特に留意します。
- ⑤ 消毒に使用した紙類等はすぐにビニール袋に入れて密閉し、さらに別のビニール袋に入れた状

態で廃棄処分します。

(3) 施設の安全確保のために実施する事項

- ① 換気を徹底します。
- ② 人と人との接触を避け、対人距離をできる限り2m（最低1m）確保することに努め、大人数の来館があった場合は、入館を制限する等（時間差入退場等）の対応を行います。
- ③ 施設出入口付近やトイレ前等の場所において、行列が生じる場合、できる限り2m（最低1m）間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないような工夫を行います。
- ④ 部屋の使用人数については、各室に定められた定員数の半分以上を上限として、部屋の形状等を考慮して設定し、その範囲内にて使用するよう周知します。また、机や椅子の数を減らし、互い違いに着席する等の配置を行い、着席数を制限します。
- ⑤ 直接手で触れることができる展示物は展示しません。
- ⑥ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しません。
- ⑦ 感染予防対策が実施できているかどうか、適宜、巡回等にて確認を行います。また、使用団体が前述「5 使用者が講じるべき具体的な対策」を遵守していないことが確認された場合は、当該ガイドラインに定める感染予防対策を実施するよう要請します。
- ⑧ 使用団体が職員等の指示に従っていただけない場合や施設の運営上支障があると判断した場合は、施設の使用を中止いただきます。
- ⑨ 地域での感染拡大の可能性が報告された場合、感染拡大防止と使用者等の安全を確保するため、使用中止を要請する等の対応を行います。

(4) 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ① 速やかに別室に移し隔離します。
- ② 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を行います。
- ③ 感染が疑われる方が確認された部屋の換気を行います。
- ④ 使用団体の代表者に対し、保健所への連絡及び消毒や濃厚接触者調査の指示を受けるよう促します。
- ⑤ 当日施設を使用した団体に対し使用者名簿の提出を求めるとともに、感染が疑われる方と接触した職員等のほか来館者の氏名及び連絡先を把握し名簿を作成します。
- ⑥ 症状が重篤な場合は、保健所と相談の上、適切な対応を講じます。